

# 北海道住宅検査人登録実施要領

一般社団法人 北海道建築技術協会

# 北海道住宅検査人登録実施要領

## 第1 目的

この要領は、「北海道住宅検査人登録要綱」に基づき北海道住宅検査人登録制度の実施について必要な事項を定めるものとする。

## 第2 運営委員会の設置、運営等

- 1 運営委員会の委員は、一般社団法人 北海道建築技術協会（以下「協会」という。）の会長（以下「会長」という。）が委嘱する。
- 2 運営委員会の委員長は、委員の互選による。
- 3 運営委員の任期は、2年とし再任は妨げない。
- 4 運営委員会は、委員長が必要と認めたとき又は委員の3分の1以上から請求があったとき開催する。
- 5 運営委員会は、会長が招集する。
- 6 運営委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。ただし、委任状提出の委員については出席とみなす。
- 7 運営委員会の議長は、委員長がこれにあたる。
- 8 運営委員会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 9 要綱第4条2項による運営委員会において審議決定する主な重要事項は次の通りとする。
  - 一 登録要綱の改廃に関する事項
  - 二 登録者の取り消しに関する事項
  - 三 実施要領の制定に関する事項
- 10 この要領に定めるほか、運営等に関し必要な事項が生じたときは、運営委員会において定める。

## 第3 登録講習委員会の設置、運営等

- 1 登録講習委員会は、運営委員の所属する各機関、学識経験者等から選任された委員並びに事務局員で構成する。
- 2 登録講習委員会の委員及び委員長は、会長が選任し必要な期間を定めて委嘱する。
- 3 登録講習委員会の議長は、委員長がこれにあたる。
- 4 登録講習委員会は、委員長が招集する。
- 5 登録講習委員会の業務
  - (1) 講習会の日時、場所、受付期間などこの要領に定める事項。
  - (2) 講習会修了考査の作成及び答案の採点、合否の判定に関する事項。
  - (3) 講習会の講師の選任に関する事項。
  - (4) 講習会のテキスト作成又は選定に関する事項。

#### 第4 講習会

- 1 要綱第5条第2項に定める講習会の実施について、協会はその日時、場所、受講申込受付の期間及び窓口、受講手数料その他必要な事項を原則として、講習会開催日の2箇月前に検査人登録講習委員会（以下「登録講習委員会」という。）の議を経て、公表しなければならない。
- 2 講習会の講習内容は、別表1の対象建物で、次の各号に掲げる事項とする。
  - (1) 現況調査（インスペクション）の業務概要に関すること。
  - (2) 検査方法と判定、調査報告書記入に関すること。
  - (3) その他必要な事項
- 3 協会は、前項の講習内容の習得状況を確認するための修了考査等を行う。
- 4 協会は、要綱第5条第1項第2号の更新講習会履修者の求めに応じて、履修証明書を交付する。
- 5 講習会の講師は、登録講習委員会委員及び学識経験者等から登録講習委員会において選任し、会長が委嘱する。
- 6 要綱第5条第3項に定める受講手数料の額は、登録講習委員会において審議し、会長が定める。
- 7 講習会を受けようとする者は、受講手数料をあらかじめ郵便振替により納入しなければならない。
- 8 要綱及びこの要領に定めるほか講習会の実施に関し必要な事項は、登録講習委員会において定める。

#### 第5 受講資格

- 1 要綱第6条第1項二号における同等の資格を有する者は次の通りとする
  - 一 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく「住宅性能評価員」
  - 二 住宅瑕疵担保責任保険協会による「既存住宅現況検査技術者」
  - 三 既存住宅状況調査技術者登録制度に基づく「既存住宅状況調査技術者」
- 2 要綱第6条第1項三、四号に係わる所要の実務経験年数は次の通りとする。
  - 一 住宅のアフターサービスとしての定期的な点検・・・・・・・・・・・・・・・・・・3年
  - 二 事前調査を伴う住宅リフォーム工事の施工・・・・・・・・・・・・・・・・・・3年

#### 第6 登録

- 1 要綱第8条第4項の規定による登録申請書には、次の書類を添付して協会に提出しなければならない。

住民票（発行後6箇月以内のもの）
- 2 登録申請者は登録申請書の提出にあたっては、協会が定める登録手数料をあらかじめ郵便振替により納入しなければならない。
- 3 協会は、登録申請があった場合において、登録申請書の記載内容を審査するとともに講習会受講、及び修了考査の合格の事実を確認し、要綱第9条の規定により登録を拒否する場合を除き、遅滞なく北海道住宅検査人認定登録者名簿に必要事項を

登録しなければならない。

- 4 登録者は、次の各号に掲げる事項について変更があったときは、速やかに住宅検査人登録事項変更届（以下「変更届」という。）に、その変更事項を証する書類を添付して協会に提出しなければならない。

この場合において、住宅検査人認定登録証（以下「登録証」という。）及び認定登録カード（以下「登録カード」という。）の記載事項に変更がある場合は、登録証及び登録カードも添付しなければならない。

- (1) 氏 名
- (2) 現 住 所
- (3) 勤 務 先
- (4) 資 格

- 5 協会は、前項による変更届があった場合は、遅滞なく登録名簿を訂正のうえ、当該変更届を提出した登録者に対し登録証及び登録カードの再交付をしなければならない。
- 6 登録者が登録証又は登録カードを汚損又は失った場合においては、速やかに登録証又は登録カードの再交付申請書に、その登録証又は登録カードを添付して、協会に提出しなければならない。
- 7 前項の再交付申請書の提出にあたっては、協会が定める再交付手数料をあらかじめ郵便振替により納入しなければならない。
- 8 協会は、再交付申請の提出を受けたときは、速やかに再交付申請書を提出した登録者に対し登録証又は登録カードを再交付しなければならない。
- 9 要綱第8条第6項に定める登録手数料の額は、試験講習委員会において審議し、会長が定める。

## 第7 廃業等の届出

- 1 登録者が住宅等の現況調査（インスペクション）を北海道住宅検査人（以下「検査人」という。）として行うことを止めようとするとき又は継続することができなくなったときは、登録取消申請書に登録証及び登録カードを添付し、協会に提出しなければならない。
- 2 協会は、要綱第10条第二号及び第三号の規定により登録を抹消したときは、遅滞なくその旨を当該登録者に通知しなければならない。

## 第8 登録手数料の不返還

納入された登録手数料は、要綱第9条の規定により登録を拒否する場合を除き返還しない。

## 第9 登録の延長

- 1 住宅検査人資格を更新しようとする者が、更新講習会の該当年次において下記事由により受講できない場合は、書面をもって協会に登録の延長願いの届出をするこ

とができる。

- 一 長期入院か療養によるもの（診断書添付）
  - 二 公的機関の交通障害によるもの（遅延証明書）
  - 三 社命による受講し難い業務によるもの（会社の証明）
  - 四 その他特別な理由によるもの（冠婚葬祭等）
- 2 協会は、届出のあった者に対して講習を免除し、登録に係る費用として登録手数料を徴収して次年度の3月末までに限って登録の延長をすることができる。また払込のあった受講料については返金する。

#### 第10 その他

この要領に定めるほか、検査人の事業実施に係る業務処理上必要な事項については、協会が別に定めることができる。

附 則

この要領は、平成 28年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30年3月29日から施行する。

別表 1.

要領第 4 条 2 項における住宅の対象とする調査建物は次の通りとする。

種別	建て方
<sup>*1</sup> 木造	一戸建

\*1 RC 造（CB 造）との混構造における、木造部分を含む。